表現の自由 緊急案件続出!?

～クレカ規制、インボイス制度、鳥取有害図書、ファスト映画～

2022年11月30日
山田太郎事務所
Ver 5.0

クレジットカード規制問題

ピクシブ：新規約公開

pixiv
@pixiv
公式

サービス共通利用規約改定と「禁止商品」「要修正商品」設定のお知らせを公開いたしました。

このたびの改定は、BOOTH、pixivFANBOX、pixivリクエスト機能など決済を伴う取引に2022年12月15日（木）より適用されます。

PIXIV FANBOX　BOOTH　REQUEST

pixiv.net
サービス共通利用規約改定と「禁止商品」「要修正商品」設定のお知らせ
2022年11月15日「決済を伴う取引に関するサービス共通利用規約改定の事前のお知らせとお願い」にてお伝えいたしましたサービス共通利用規約の改定内容...

午後5:30 · 2022年11月30日 · Twitter Web App

出典：https://twitter.com/pixiv/status/1597870685074108422

ピクシブ：新規約公開

【改定前】

4. 法律・条例・その他当社が定める基準に反するような、わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に相当する画像等のデータを含む商品等

【改定後】

4. 法律、条例、公序良俗その他当社が別途定める基準に反する画像等のデータを含む商品等。具体的な基準は下記を参照のこと
   1. BOOTH（ヘルプページへリンク）
   2. pixivFANBOX（ヘルプページへリンク）
   3. pixiv リクエスト機能（ヘルプページへリンク）

出典：pixiv HP（https://www.pixiv.net/info.php?id=8864）

BOOTH：禁止商品

禁止商品とは、利用規約第14条第26項第4号において禁止されている商品です。

特に、**実写による以下の表現内容を含む公序良俗に反する商品。**
また、**写実性が高いなど実在性の高い表現方法により実際に被害者がいるという懸念を完全に払拭できない、以下の表現内容を含む公序良俗に反する商品**を指します。

※現時点での例であり、今後変更の可能性があります
※この表現を含まなくとも禁止商品となる場合があります

禁止商品は、以下の両方の条件を満たすものになります。

1. 表現方法の具体例
    - 実写
    - 実写に近いと判断される写実的な表現
    - 実際に被害者がいるという懸念を完全に払拭できない表現
2. 表現内容の具体例
    - 児童(*1)に対する性的搾取及び性的虐待
    - 近親相姦
    - 獣姦
    - レイプ(同意のない性的行為)
    - 人または体の非合法的な切断
    - その他当社が不適切であると判断する表現

出典：pixiv HP
https://booth.pixiv.help/hc/ja/articles/1300246789 8905

BOOTH：要修正商品とは何ですか？

要修正商品とは、利用規約第14条第26項第4号に該当するおそれがあると当社が判断した商品です。

特に、**実写あるいは写実性が高いなどの実在性の高い表現方法ではないが、表現内容と、付随するデータ（タイトル・タグ・投稿本文・その他、商品に関連する文章）から、修正が必要であると判断した商品**を指します。

※現時点での例であり、今後変更の可能性があります。

要修正商品は付随するデータと表現内容により総合的に判断されます。

1. 付随するデータの具体例
    - タイトル
    - タグ
    - 投稿本文
    - その他、商品に関連する文章
2. 表現内容の具体例
    - 児童(*1)に対する性的搾取及び性的虐待
    - 近親相姦
    - 獣姦
    - レイプ(同意のない性的行為)
    - 人または体の非合法的な切断
    - その他当社が不適切であると判断する表現

出典：pixiv HP
https://booth.pixiv.help/hc/ja/articles/1300252023452 1

ファスト映画

「ファスト映画」無断投稿　男女に計5億円の賠償命令　東京地裁判決

「ファスト映画」の無断投稿に賠償を命じた東京地裁判決を受け、記者会見する原告側弁護団ら＝東京都中央区築地2の一般社団法人「コンテンツ海外流通促進機構」で2022年11月17日午後4時13分、遠藤浩二撮影

映画を短く編集した「ファスト映画」を動画投稿サイトに無断投稿したとして、東宝や松竹、東映などの大手映画会社や配給会社など13社が、20代の男女2人に計5億円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁（杉浦正樹裁判長）は17日、2人の著作権侵害を認めて請求通り計5億円の賠償を命じた。ファスト映画を巡り、投稿者に賠償を命じる判決は初めて。

（略）
ファスト映画は、映画の結末までのストーリーを10～15分程度にまとめた動画。男女2人は2021年6月、5本のファスト映画を無断で動画投稿サイト「ユーチューブ」に投稿したとして著作権法違反容疑で宮城県警に逮捕され、仙台地裁が同11月にいずれも執行猶予付きの有罪判決を言い渡し、確定している。2人は今回の訴訟で著作権侵害を争わず、賠償額がどう認定されるかが争点だった。

判決は、2人が20年初めごろから10月下旬までに「おくりびと」や「シン・ゴジラ」など54本のファスト映画を無断投稿し、約700万円の広告収入を得たと認定。利用者がユーチューブ上から公式映画をレンタルする場合に本来は400円程度かかることや、投稿されたファスト映画が作品全体を把握できる内容だったことなどから、閲覧者による再生1回当たりの損害額は原告側の主張通り200円が相当と判断した。

投稿されたファスト映画の再生回数は計1000万回を超え、本来の被害額は計約20億円となるが、原告側は請求額を計5億円に絞って提訴していた。
（略）

出典：毎日新聞 2022/11/17 13:21（最終更新 11/17 19:33）（https://mainichi.jp/articles/20221117/k00/00m/040/129000c）

海賊版の定義、ファスト映画の定義

海賊版

- 法令上の定義なし
- 知的財産推進計画には「海賊版・模倣品対策」という用語があるが、厳格な定義はなし。
- 「**海賊版**」は、**著作権侵害に係るもの**を想定（内閣府）
- 「模倣品」は、匠権侵害に係るもの等コピー商品を想定（内閣府）

ファスト映画

- 法令上の定義なし
- 「**映画の著作物を短時間のものに編集し、ナレーションを付するなどしてあらすじを紹介する動画**」（ファスト映画刑事事件仙台地方裁判所2021年11月16日判決）
- 「映画の著作物を短時間のものに編集し、ナレーションを付するなどしてあらすじを紹介する動画を作成し、インターネット上で公開するという、いわゆる**ファスト映画の作成及び公開は、映画の著作権者が正当な対価を収受する機会を失わせ、映画の収益構造を破壊し、ひいては映画文化の発展を阻害しかねないものであり、厳しい非難に値する。**また、被告人らは、役割を分担し、常習的、職業的に著作権侵害行為を繰り返す中で各犯行に及んでいる。」（同判決）

2018年著作権法改正：TPPの締結に伴う一部非親告罪化

(2)著作権等侵害罪の一部非親告罪化

現在親告罪とされている著作権等侵害罪について，以下のすべての要件を満たす場合に限り，非親告罪の対象とする。

①対価を得る目的又は権利者の利益を害する目的があること
②有償著作物等(※)について原作のまま譲渡・公衆送信又は複製を行うものであること
③有償著作物等の提供・提示により得ることが見込まれる権利者の利益が不当に害されること
(※)有償で公衆に提供又は提示されている著作物等

非親告罪となる侵害行為の例	親告罪のままとなる行為の例
販売中の漫画や小説本の海賊版を販売する行為	漫画等の同人誌をコミケで販売する行為
映画の海賊版をネット配信する行為	漫画のパロディをブログに投稿する行為

出典：文化庁HP（https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo_hokaisei/pdf/r1408266_01.pdf）

2020年著作権法改正：リーチサイト規制

①リーチサイト対策 【第113条第2項等関係】

＜改正のポイント＞

違法にアップロードされた著作物（侵害コンテンツ）へのリンク情報を集約した「リーチサイト」や「リーチアプリ」によって、海賊版被害が深刻化していることから、①リーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツへのリンクを提供する行為、②リーチサイト運営行為・リーチアプリ提供行為を規制する。

1. リーチサイト・リーチアプリの定義 【第113条第2項第1号・第2号】

- 公衆を侵害コンテンツに殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト・アプリ
- 主として公衆による侵害コンテンツの利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト・アプリ

2. 規制内容

	規制内容（措置）
リンク提供者	民事措置（著作権等を侵害する行為とみなして差止請求・損害賠償請求を可能とする）【第113条第2項】 （※）リンク先が侵害コンテンツであることについて故意・過失がある場合に限る。 刑事罰（3年以下の懲役・300万円以下の罰金（併科も可））【親告罪】（※）故意犯のみ処罰【第120条の2第3号等】
サイト運営者 アプリ提供者	刑事罰（5年以下の懲役・500万円以下の罰金（併科も可））【親告罪】【第119条第2項第4号・第5号等】 （※）侵害コンテンツへのリンク提供等を認識しつつ放置するなどの場合には、個々のリンク提供等について民事責任を負う（権利者はサイト運営者等に対して差止請求が可能となる）。【第113条第3項】 （※）いわゆる「プラットフォーム・サービス提供者」には、基本的に今回の規制は及ばない。

（参考）平成31年2月時点の法案からの修正点

① サイト運営者・アプリ提供者に対する刑事罰を「非親告罪」から「親告罪」に変更。【第123条】

② 自ら直接的にサイト運営・アプリ提供を行っていない「プラットフォーム・サービス提供者」には、基本的に今回の規制が及ばないことを条文上明確化。【第119条第2項第4号・第5号等】

③ 刑事罰の運用に当たっての配慮規定を附則に追加。【附則第4条】

4

出典：文化庁HP
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/pdf/9235960102_02.pdf

2020年著作権法改正：侵害コンテンツDL違法化

- 著作権法上の著作物にあたらないもの（事実に関する文章など）
- 著作権法上の著作物
  - DLしていない場合（キャッシュ、ストリーミングやメール添付ファイルの保存、USBでの取得等）
    DLしたが映り込みの場合（スクショでアイコンが入ったなど）＊私的利用でないものも含み改正
  - DLした場合
    - 私的利用以外（研究目的などは今回法改正の対象外）のDL、引用目的のDL等
    - 私的利用
      - 正規版の著作物の私的利用のDL
        権利者の許諾ありや、引用等の要件を満たして無許諾でUPされたもののDL
      - 違法にUPされたもの
        - 正規版が無償のもの、有償であったとしても二次創作・パロディのDL
          （勘違いも含む）
        - ★正規版が有償のもの
          - 軽微なもの（量が少ない・画像が粗い・重要でない）のDL
            （勘違いも含む）
          - 軽微でない（概ね半分以上）
            - 継続や反復してDLしていない（一度きりなど）
            - ★継続または反復して
              - 違法アップロードと知らずにDL（勘違いも含む）
              - 確実に知りながら違法にUPされたと
                - 勘違いしてDL（重過失も）
                - わざとDL
                - 特別な事情がある場合のDL ☆
                - 特別でない
                - 権利者が問題視なし・黙認 → グレーゾーン
                - 権利者が問題視 ＆ ★ 検察が事件化 → 逮捕・起訴（立証は検察）

現状同様
従来違法のものは引き続き違法

合法

★：民事事件の場合は要件とならない　☆：民事事件の場合は立証はユーザー

著作権：コミックマーケットのルール

頒布・提供禁止物

- 法令に触れる物。ワイセツ図画および児童ポルノ、**著しく知的財産権（著作権、商標権等）を侵害する物**。医薬品医療機器等法・食品衛生法に抵触する物（ただし、食品業者が衛生的な環境で製造・包装、密封した、アルコール類以外の物は頒布可能です）。

※ こうした法令を把握し、注意をして下さい。また、抵触していなくても製造物責任法や民法に基づき、損害賠償責任を負う場合があります。

- コミケットの趣旨に反する物。法人が発行、制作した物、法人主催イベントの入場券。古物。
  燃料を充てんした、すぐに発火できる状態の器具。ただし、ロウソクについては密封されている状態、ライターもオイルが入っていない状態であれば頒布可能です。

- 持込禁止物（次項参照）。

出典：コミックマーケット101サークル参加申込書セット（https://www2.comiket.co.jp/info-c/C101/C101Appset.pdf）

著作権：赤ブーブー通信社のルール

Q
原作の漫画やアニメ、ゲームの画像（またはその一部）を複写して自分の同人誌に使用して頒布してもよいのでしょうか？

できません。

弊社イベントでは、他者に著作権・肖像権 等のある画像を「複写（精巧な模写含む）」し無許諾使用したり流用した同人誌・グッズは頒布はできません。
※正当な引用・転載が認められる場合を除きます。

構図やデザインが一部、意図せずに似てしまう事もありますので、無闇に本ルールを拡大解釈・濫用することは非常に危険ですが、パロディ作品から海賊版への一線を超えてしまわないよう、よくよく考えて作品制作にあたってください。

出典：赤ブーブー通信社FAQ（https://www.akaboo.jp/faq/public/ca015.html#ca0150011）

著作権：スタジオYOUのルール

当日のご注意

- 『刑法175条』に抵触する、性器・性行為の露骨な描写がある図画、また適切に修正されていない図画の販売・頒布・持ち込みは禁止です。

- 公式で使用されている『ロゴ』や『イラスト』（それと見分けがつかないもの・トレースを含む）を無許可で使用し、商標権および**著作権を侵害する行為は禁止**です。

- グッズ作品等に関しては公式グッズと混同されかねないものやファン活動の範囲を越えているものの頒布はご遠慮ください。

- 当事者の許可なく他サークルの同人誌を展示・販売すること（古本販売）、市販物販売（テレカ・ラミカ・中古品・古本・ポスター・景品等）、飲食物、手作りコスメ（石鹸含む）の販売は禁止です。なお、ディスプレイ（飾り）で市販品を使用する場合は、販売物でないことを明確にするようお願いいたします。

（以下省略）

出典：スタジオYOU サークル参加（https://www.youyou.co.jp/circle/circle.html）

著作権：無許諾で漫画やアニメ、ゲームの画像を利用できる場合

引用（著作権法32条）

① 公表要件：公表された著作物であること
② 引用要件：引用であること
　　１．明瞭区別性：
　　引用部分と被引用部分が明瞭に区別できること
　　２．主従関係性：
　　引用部分が主、被引用部分が従であること
③ 公正慣行要件：公正な慣行に合致すること
④ 正当範囲要件：報道、批評、研究その他の目的上正当な範囲内であること
⑤ 出所明示義務

権利行使に消極的な日本の権利者

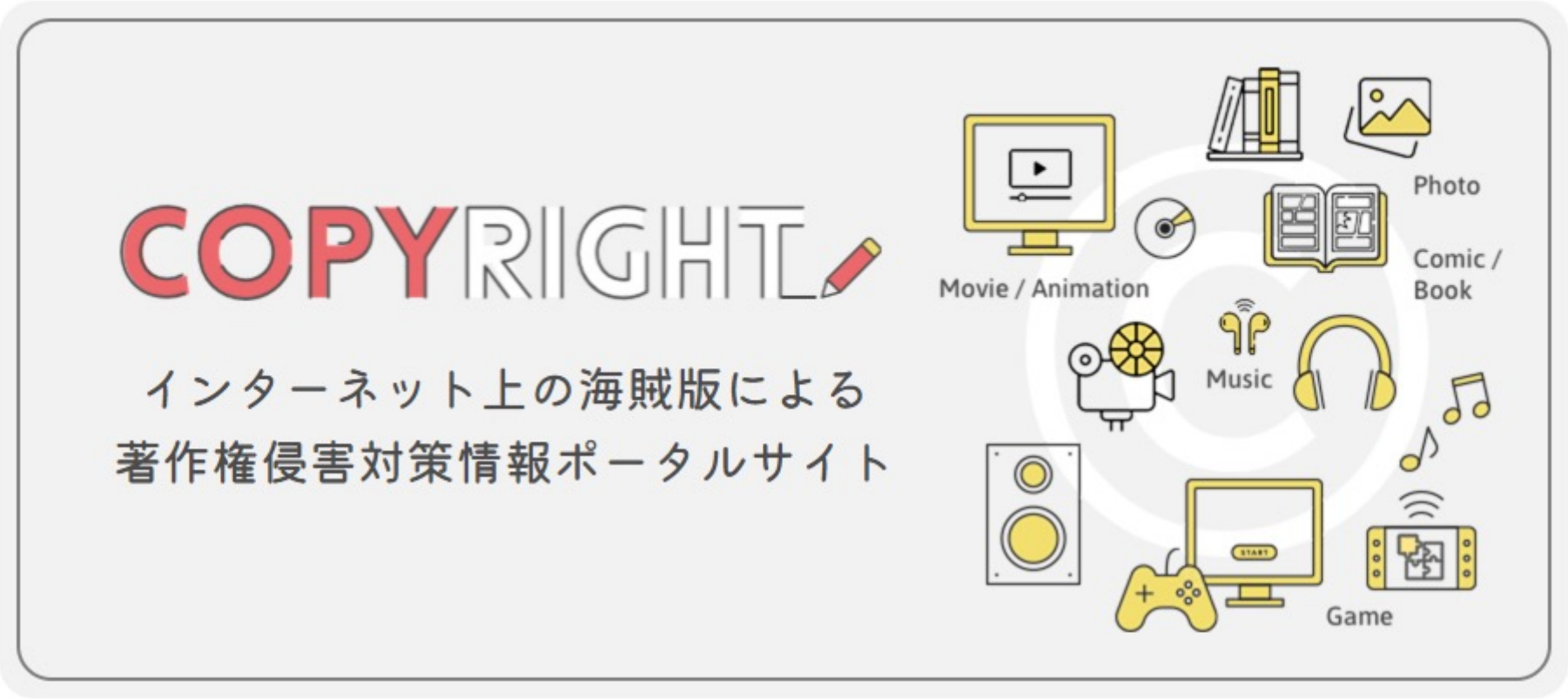

デジタル・ネットワーク等の発展に伴い、インターネット上において、音楽・アニメ・映画・マンガ等の様々なコンテンツが国境を越えて流通しています。同時にインターネット上には、これらのコンテンツを無断でコピーし、正当な対価を権利者に支払うことなく利用できる状態にした著作権侵害コンテンツ（いわゆる海賊版）も多く流通しています。

こうした状況において、日本の権利者は、例えば米国の権利者と比較して権利行使をしない傾向にあり、結果的に海賊版の被害を拡大させているという指摘もあります。そこで、本ポータルサイトにおいては、権利者が海賊版への対応を行う上での必要なノウハウ等を集約しておりますので、是非ご活用ください。

出典：文化庁「海賊版対策情報ポータルサイト」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/index.html

ファスト映画は著作権侵害に厳しい会社を避けて投稿作品を選定

（略）
初公判において3名はいずれも起訴内容を認めました。検察は主犯格とされる被告Aに懲役2年、罰金200万円を求刑したほか、被告Bに懲役1年6ヶ月、罰金100万円、被告Cに懲役1年6ヶ月、罰金50万円を求刑していました。一方、3名の弁護側は反省の態度が見られるなどとして、執行猶予付きの判決を求めていました。

また、警察、検察のご尽力により、初公判では金銭目当てで組織的にファスト映画投稿を行っていたことや、著作権侵害申告を行った映画会社をリストアップし、それらの会社を避けて投稿作品を選定していたなど、悪質な犯罪の実態も判明していました。
（略）

出典：CODA「「ファスト映画」アップロード、3名に有罪判決」（http://coda-cj.jp/news/detail.php?id=224）

政府の海賊版対策：総合メニュー(2021年4月9日時点)

インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー

「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」等の議論を踏まえ、海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するため、以下に掲げる対策を段階的に実施する。

できることを着実に実施	第1段階	著作権教育・意識啓発	・官民で連携しながら、より効果的な著作権教育・意識啓発を実施する【総務省・文部科学省・経済産業省】
		正規版の流通促進	・海外市場の獲得を視野に入れながら、ユーザーにとって利便性の高い形でコンテンツの正規版を流通させるため、民間主導の協力関係の構築を図る【経済産業省】
		海賊版サイト対策の中心となる組織の設置	・個々の海賊版サイトの特徴に応じた最適な対策を効果的に実施するため、専門的な知見を結集して海賊版対策を推進するための民間主導の協力関係の構築を図る【総務省・文部科学省・経済産業省】
		国際連携・国際執行の強化	・国際裁判管轄及び準拠法を踏まえつつ、民間事業者等による諸外国における民事手続の利用を促進するとともに、国際捜査共助の進展を図る【警察庁・法務省・外務省・経済産業省】 ・諸外国との二国間協議や各種国際会議等の場を活用し、国際的な海賊版対策の強化に向けた働きかけ等を行う【内閣府・外務省・総務省・文部科学省・経済産業省】 ・海賊版サイトの発信者や設置サーバ等の情報の確保を図るため、民間事業者等と協力し国際的なデジタルフォレンジック調査の実施を推進する【経済産業省】
		検索サイト対策	・海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制に関し、著作権者等と検索事業者との協議を推進する【文部科学省】
		海賊版サイトへの広告出稿の抑制	・海賊版サイトに対する広告出稿の自主的な抑制に関し、権利者等と広告関係団体の合同会議を通じた海賊版サイトリストの共有、広告関係団体の自主的ガイドライン策定・普及の推進を図る【経済産業省】
		フィルタリング	・青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年フィルタリングを更に普及促進するとともに、関係事業者との連携強化等によるユーザーの利便性向上を図る【総務省】 ・セキュリティソフトウェアによるフィルタリングの活用に向けた権利者団体とセキュリティソフトウェア会社との連携体制の構築を図る【経済産業省】
		リーチサイト対策、侵害コンテンツのダウンロード違法化	・リーチサイト対策(2020年10月1日施行)について、さらなる周知徹底を図るとともに、悪質なサイトへの取締りを進める【文部科学省・警察庁】 ・侵害コンテンツのダウンロード違法化(2021年1月1日施行)について、国民への普及啓発や教育の充実を図るとともに、改正法附則に基づき施行後1年を目途として効果検証を行う【文部科学省・総務省】
導入・法整備に向けて準備	第2段階	アクセス警告方式	・セキュリティ事業者等との協議を通じて、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能の導入等を促進する【総務省】
		発信者の特定の強化	・発信者情報開示制度に係る法制度整備を進める【総務省】
他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討	第3段階	ブロッキング	・ブロッキングに係る法制度整備については、他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討【内閣府及び関係省庁】

※緑字　2021年4月の更新ポイント

2

出典：インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表について
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2020/pdf/kaizoku_taisaku.pdf

通信の秘密の保護について

3

1. 通信の秘密の範囲

通信の秘密とは、**①個別の通信に係る通信内容のほか、②個別の通信に係る通信の日時、場所、通信当事者の氏名、住所、電話番号等の当事者の識別符号、通信回数等これらの事項**を知られることによって通信の存否や意味内容を推知されるような事項全てを含む。

2. 通信の秘密の侵害

通信の秘密を侵害する行為は、以下の３類型に大別されている。なお、通信の秘密の保存自体も侵害に該当し得る。

○ **知得**＝「積極的に通信の秘密を知ろうとする意思のもとで知り得る状態に置くこと」
○ **窃用**＝「発信者又は受信者の意思に反して利用すること」
○ **漏えい**＝「他人が知り得る状態に置くこと」

3. 通信の秘密の侵害の違法性阻却事由等

（＝該当するケースは限定的）

○ 通信当事者の有効な同意がある場合（例：フィルタリングサービス）
○ 通信当事者の有効な同意がない場合であっても以下の場合
（１）法令行為に該当する場合（例：令状による通信履歴の差押え）
（２）正当業務行為に該当する場合（例：料金請求のための通信履歴の活用）
（３）正当防衛、緊急避難に該当する場合（例：人命救助のための利用）

（出所）総務省資料（知的財産戦略本部　検証・評価・企画委員会 インターネット上の海賊版対策に関する勉強会 配付資料（平成30年８月10日））

通信の秘密の制限

- 刑事訴訟法（100条･222条）… 郵便物の押収
- 刑事訴訟法（81条）… 接見交通にかかる通信物の検閲、接受の禁止、押収
- 郵便法（40条、41条）… 郵便物の開示請求
- 関税法（122条）… 郵便物の差押え
- 破産法（190条）… 破産者宛ての郵便物等の開披
- 監獄法（46条以下）… 在監者の信書の検閲等
- 通信傍受法… 通信の傍受 等

諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況

（参考）諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況

導入国

■ 2017年9月現在、世界42カ国で導入されている。

（イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、オランダ、スウェーデン、ロシア、メキシコ、韓国、インド、マレーシア、インドネシア、タイ、シンガポール、イスラエル、オーストラリア等）

主な運用状況

EU情報社会指令第８条第３項を反映したもの。
EUにおいては、同様に対応している国が多い。

イギリス

■ 根拠法　イギリス著作権法　第97条のA

［サービス提供者に対する差止命令］

（高等裁判所（スコットランドにおいては民事控訴院）は、サービス提供者が、そのサービスを著作権を侵害するために使用する他の者のことを現実に知っている場合には、そのサービス提供者に対して差止命令を与える権限を有する。）

⇒ 162の著作権侵害サイトを遮断。

ドイツ

■ 根拠法なし

2015年にドイツ連邦最高裁（BGH）において、ドイツ民法823条、1004条に基づく間接侵害（störerhaftung）の概念を適用し、侵害サイトへのアクセスを無効とする救済措置の有効性を認容。

⇒ この解釈により、サイトブロッキングの可能性が肯定された。（現時点で適用事例なし）

オーストラリア

■ 根拠法　オーストラリア著作権法　第115A条

［オーストラリア以外のオンライン・ロケーションへのアクセスを提供するサービス提供者に対する差止命令］

（差止命令は、サービス提供者が、そのオンライン・ロケーションに対するアクセスを無効にし、適切な措置をとるよう要求するものである。）

⇒ 12の著作権侵害サイトを遮断。

1	オーストラリア	著作権法	12
2	オーストリア	著作権法	19
3	ベルギー	経済法典	15
4	デンマーク	著作権法	63
5	フィンランド	著作権法	2
6	フランス	知的財産法典	23
7	ギリシャ	著作権、関連する権利及び文化的事項に関する法	2
8	アイスランド	著作権法	2
9	インド	民事手続法	数百
10	インドネシア	著作権法	215
11	アイルランド	著作権及び関連権利法	5
12	イスラエル	競争法	2
13	イタリア	著作権法、AGCOM規則、刑法	716
14	韓国	韓国通信委員会設立・運営法、情報及び通信ネットワーク利用促進及び情報保護法	403
15	マレーシア	通信及びマルチメディア法	59
16	ノルウェー	著作権法	15
17	ポルトガル	著作権及び関連権利法	864
18	ルーマニア	電子通信に関する法	
19	ロシア	民法、インターネット法	160
20	シンガポール	著作権法	1
21	スペイン	著作権法	27
22	英国	著作権、意匠及び特許法	162
23	ブルガリア	著作権及び関連権利に関する法	
24	クロアチア	著作権及び関連権利法	
25	キプロス	著作権法	
26	チェコ共和国	著作権法	
27	エストニア	著作権法、電報法	
28	ドイツ	民法	
29	ハンガリー	著作権法	
30	ラトビア	著作権法	
31	リトアニア	著作権及び関連権利に関する法	
32	ルクセンブルク	著作権、関連権利及びデータベース法	
33	マルタ	知的財産権の執行（規則）法	
34	オランダ	著作権法、隣接権法	
35	スロバキア	著作権法	
36	スロベニア	著作権及び関連権利法	
37	スウェーデン	文学的及び芸術的著作物に係る著作権に関する法	2
38	タイ	コンピュータ犯罪法	
39	アルゼンチン	著作権法	1
40	メキシコ	著作権法	1
41	リヒテンシュタイン	違法コンテンツ対策のための差止命令による救済を認める法	
42	ポーランド	EU情報社会指令第８条第３項	

（アメリカについては、サイトブロッキングは導入されていないが、IP推進法の下で、ドメインの没収差押さを行う形で対処。）

ブロッキング実績（数字はサイト数）

※上表記載の法律名等は概略名称

出典：モーション・ピクチャー・アソシエーション（MPA）からのヒアリング、及び、Michael Schlesinger・遠山友寛「日本国におけるオンラインでの著作権侵害への対処」（コピライトNO.677/vol.57）に基づき知財事務局作成

※知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）（第１回）資料３「インターネット上の海賊版対策について」（事務局資料）より抜粋
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/dai1/siryou3.pdf

知的財産戦略本部会合・犯罪対策閣僚会議 2018年4月13日決定

資料1－1

インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策（案）（概要）

平成30年4月13日　知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議

1．背景	➢昨今運営管理者の特定が困難であり、侵害コンテンツの削除要請すらできない海賊版サイト**（例えば、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」等のサイト。）**が出現し、著作権者等の権利が著しく損なわれる事態となっている。
2．特に悪質な海賊版サイトのブロッキングに関する考え方の整理	➢ブロッキングは、「通信の秘密」を形式的に侵害する可能性があるが、仮にそうだとしても、侵害コンテンツの量、削除や検挙など他の方法による権利の保護が不可能であることなどの事情に照らし、**緊急避難（刑法第３７条）の要件を満たす場合には、違法性が阻却される**ものと考えられる。 （※ただし、極めて重大な被害を拡大させている特に悪質な海賊版サイト以外の、違法・有害情報一般に関する閲覧防止措置として濫用されることは避けなければならない。）
3．ブロッキング対象ドメインについて	➢当面の対応としては、**法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置**として、**民間事業者による自主的な取組**として、**「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」の３サイト及びこれと同一とみなされるサイトに限定**してブロッキングを行うことが適当と考えられる。 ➢サイトブロッキング対象ドメインの考え方に沿って、適切な管理体制の下ブロッキングの実施がなされるよう、知財本部の下に、関係事業者、有識者を交えた協議体を設置し、早急に必要とされる体制整備を行う。
4．国民レベルでの海賊版対策の著作権教育の重要性	➢インターネット上の海賊版の流通・閲覧防止のため、**学校関係者、事業者、関係団体等と連携**しながら、**学校、地域における著作権教育に取り組み、著作物等を尊重する意識の醸成を図る**。

（注）上記に加え、別紙として、特に悪質な海賊版サイトに関するブロッキングについての法的整理を行っている。

出典：首相官邸（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/180413/gijisidai.html）

刑法：第一編 第七章　犯罪の不成立及び刑の減免

（正当行為）

第三十五条　法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

（正当防衛）

第三十六条

1　急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。

2　防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減軽し、又は免除することができる。

（緊急避難）

第三十七条

1　自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減軽し、又は免除することができる。

2　前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。

実施されなかった 緊急対策としての海賊版サイトブロッキング

2018年4月13日	菅官房長官（当時）が、閣議後記者会見で、マンガ・アニメの海賊版サイトに関して、**政府の緊急対策**として、法制度整備までの間、**民間事業者が自主的な取組みとして特に悪質なサイトをブロッキング**できるよう制度を検討していくと発表。
2018年4月23日	NTTグループが、2018年4月13日に決定された「インターネット上の海賊版対策に関する進め方について」に基づき、サイトブロッキングに関する法制度が整備されるまでの短期的な緊急措置として、**海賊版3サイトに対してブロッキングを行う**こととし、準備が整い次第実施するとの報道発表。 ※　3サイト：「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」

NTTグループからの報道発表はあったが、その後、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」のいずれもが閉鎖されたため、実際には**ブロッキングは実施されなかった**。

児童ポルノ情報に対するブロッキング

（出所）知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会 インターネット上の海賊版対策に関する検討会議　配付資料（平成３０年６月２２日）

次世代知財システム検討委員会（第５回）資料

（参考） 児童ポルノにおける削除及びサイトブロッキングの枠組み

①児童ポルノ情報に対する削除要請

- ◆ 警察庁の委託団体であるIHC（インターネット・ホットラインセンター）が、インターネット利用者等から通報を受けた違法情報等（児童ポルノや違法薬物広告など）について、警察への情報提供やサイト管理者への削除依頼等を実施

②児童ポルノ情報に対するアクセス遮断等

- ◆ 上記のサイト管理者等への対応依頼では削除されない児童ポルノ情報について、民間団体であるICSA（インターネットコンテンツセーフティ協会）が、ISP、検索事業者、フィルタリング事業者等に通知してアクセス遮断（ブロッキング）等を実施
- ◆ ブロッキングの対象となるサイトについては、IHCや警察庁から提供を受けた情報を元にICSAが所定の基準に則って検討・リスト化。基本的な判断基準として、サイト開設目的、児童ポルノ画像の数量、発信者の同一性（一つのドメイン内に複数のサイトがある場合）、他の実効的な代替手段の有無、を採用

インターネット上の児童ポルノ流通対策全体イメージ

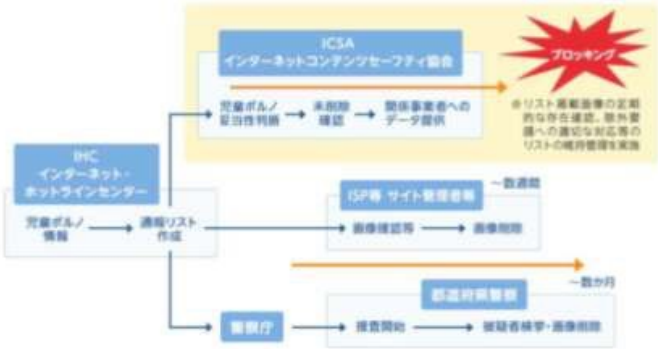

（出典） ICSAホームページ

児童ポルノブロッキング対象ドメインの判定基準

1.（サイト開設の目的）

当該ドメインに含まれるサイトの相当部分の開設目的の全部又は一部が、児童ポルノの画像等をそれと知りながらインターネット上で流通させることであると認められること。

2.（児童ポルノ画像の数量）

当該ドメインに含まれるサイトの中に、

（ア） 児童の権利等を著しく侵害するものであることが明白な画像等が存在するか、
（イ） 児童の権利等を著しく侵害する画像等が相当数存在するか、
（ウ） 児童の権利等を著しく侵害する画像等が相当の割合で存在するか、のいずれかであること。

3.（発信者の同一性）

（ア） 当該ドメイン内に複数のサイトがある場合には、各サイトの管理者が同一であること。
（イ） （ア）にいう管理者以外の第三者が、当該ドメイン内に設置された電子掲示板等において情報を発信している場合には、
　(i) 当該情報に2の対象となる児童ポルノの画像等が含まれており、かつ、サイト管理者を当該画像等の実質的な発信者であるとみなしうるような特段の事情が存在すること。
　(ii) また、当該情報に児童ポルノ以外の情報が含まれる場合には、当該情報の発信者の多くが、児童ポルノの流通が当該サイトの開設目的であることを認識・認容しながら、当該情報を発信したものと認められること。

4.（他の実効的な代替手段の不存在）

当該ドメインをDNSブロッキングの対象とすることが、1ないし3及びその他の諸般の事情を総合的に考慮した上で、やむを得ないと認められること。

9